

# 山陽小野田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

令和5年5月1日制定

令和7年4月1日改正

## (趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律105号）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の繁殖防止及びそれらの猫による生活環境被害の軽減等を目的として、TNR活動を実施するものに対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し山陽小野田市補助金交付規則（平成17年山陽小野田市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 山陽小野田市内に生息する、特定の飼い主のいない猫をいう。
- (2) 地域猫 飼い主のいない猫のうち、生息する地域において、その地域の住民の認知と合意が得られ、一定のルールの下適正に管理されている猫をいう。
- (3) 地域猫活動 地域猫を適正に管理する活動をいう。
- (4) 地域猫活動団体 地域猫活動を行う団体をいう。
- (5) 不妊・去勢手術 獣医師が行う卵巣若しくは子宮を摘出する不妊手術又は精巣を摘出する去勢手術をいう。
- (6) TNR活動 飼い主のいない猫を一時的に保護し、不妊・去勢手術を実施し、その証として耳先の一部をV字型に切除（以下「V字カット」という。）した猫を、保護した元の場所に戻す活動をいう。

## (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者となる者（以下「補助対象者」という。）

は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、第5条の登録を受けた地域猫活動団体（以下「登録団体」という。）とする。

- (1) 山陽小野田市内に住所を有し、かつ、同一世帯でない成人の者3名以上で構成されている団体で、当該成人の者が、他の登録団体に加入していないこと。
- (2) 山陽小野田市内でTNR活動を行うこと。
- (3) TNR活動について、地域住民の理解を得ており、かつ、継続的に地域住民の理解を得られるよう努めていること。
- (4) 活動の記録及び会計帳簿を記載し、適切に保管していること。
- (5) 政治、宗教又は営利を目的とした団体でないこと。
- (6) 前号に掲げる団体及びそれらの団体に属する個人から補助金や受託金等の交付を受けている又は受けることを予定している団体でないこと。
- (7) 申請の日を含む年度の前5年以内に、第7条第1項の規定による団体登録の取消処分又は第14条に規定する偽りその他不正な手段による補助金の返還措置を受けている団体でないこと、及びその団体の構成員であった者を含まないこと。

（補助金の交付対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、市内に生息する飼い主のいない猫に対するTNR活動とする。

（団体の登録）

第5条 登録を受けようとする地域猫活動団体は、地域猫活動団体登録申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出し、登録を受けなければならない。

- (1) 地域猫活動団体の定款若しくは規約、又はこれらに準ずるもの
- (2) 地域猫活動団体の年間事業計画書
- (3) 活動予定地域
- (4) 地域猫活動団体構成員名簿
- (5) 地域猫活動団体構成員のうち、市内に住所を有する者全員の住民票の写し

(6) 地域猫活動団体登録に係る誓約書（様式第2号）

(7) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（団体登録の変更及び廃止）

第6条 登録団体は、次に掲げる事項に変更があったとき、又は当該地域猫活動を廃止しようとするときは、地域猫活動団体登録事項変更（廃止）届（様式第3号）に変更内容を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 登録団体の名称、代表者又は代表者の住所

(2) 登録団体の定款若しくは規約又はこれらに準ずるもの

(3) 登録団体の年間事業計画

(4) 活動予定地域

(5) 登録団体構成員名簿

（団体登録の取消し）

第7条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽、その他不正の行為により登録を受けたとき。

(2) 登録団体の登録事項の内容が実態と著しく異なるとき。

(3) 第3条に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき。

(4) 第15条に規定する活動報告を、正当な理由なく提出しなかったとき。

2 市長は、前項の規定により登録団体の登録を取り消したときは、地域猫活動団体登録取消通知書（様式第4号）により当該登録団体代表者に通知するものとする。

（補助金の額等）

第8条 補助金の額は、補助対象事業による不妊・去勢手術に係る費用（V字カットに係る費用を含む。）とし、次の各号に掲げる手術の区分に応じ、当該各号に定める額を補助金の限度額とする。ただし、同一の補助対象事業による不妊・去勢手術について、山口県又は他

の団体等から同種の補助金が交付されているときは、当該不妊・去勢手術に係る費用から当該補助金の額を差し引いた額を超えない額とする。

(1) 不妊手術 1頭につき10,000円

(2) 去勢手術 1頭につき5,000円

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業実施前に、不妊・去勢手術費補助金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) TNR活動実施計画書(様式第6号)

(2) TNR活動を行う地域の自治会長の同意書

(3) TNR活動実施に係る誓約書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を先着順に受け付け、補助金の交付申請額が予算額に達したときをもって受付を終了する。

3 同一の補助対象者の一度の申請によって交付可能な飼い主のいない猫の数は、30頭以内とし、申請の日から3か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに不妊・去勢手術の実施が可能であるものを対象とする。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定を行い、不妊・去勢手術費補助金交付決定通知書(様式第7号)によりその旨を当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第11条 規則第5条第2項の規定により、補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 第15条に規定する活動報告書を提出すること。

(実績報告)

第 1 2 条 補助対象者は、補助対象事業を完了したときは、手術をした日の翌日から起算して 1 か月以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに、不妊・去勢手術費補助金実績報告書（様式第 8 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 不妊・去勢手術に係る費用の領収書の写し
- (2) 当該不妊・去勢手術を施した猫の術前術後の写真（猫の色、模様及び V 字カット部分が明確に判別できるもの。）
- (3) 不妊・去勢手術費補助金交付請求書（様式第 9 号）
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（補助金の確定及び支払）

第 1 3 条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上補助金の額を確定し、当該補助対象者に対し、不妊・去勢手術費補助金確定通知書（様式第 1 0 号）により通知した後、補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第 1 4 条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたものに対して、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（活動の計画及び報告）

第 1 5 条 登録団体は、毎年度の 4 月 1 日から 4 月 3 0 日までの間に、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 年間事業計画書
  - (2) 地域猫活動報告書（様式第 1 1 号）
- （その他）

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。